

生 衛 発 第 355 号  
平 成 1 1 年 3 月 9 日

各都道府県知事  
水資源開発公団総裁  
大阪湾広域臨海環境整備センター理事長 } あて

厚生省生活衛生局水道環境部長

### 環境衛生施設整備事業の再評価の実施について

公共事業の各分野において、効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、各分野において再評価システム導入への取組が行われているところである。

については、国庫補助を受けて実施する環境衛生施設（水道施設（水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。）及び廃棄物処理施設）整備事業に係る事業の再評価実施要領を別添のとおり定めたので通知する。

おって、各都道府県におかれては、貴管下市町村、水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知及び指導方よろしく願います。

(別 添)

## 環境衛生施設整備事業の再評価実施要領

### 第1 趣旨

環境衛生施設整備事業の効率的な執行及びその実施課程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行うことにより、環境衛生施設整備事業の適切な実施に資する。

### 第2 対象事業及び実施時期

- (1) 再評価を実施する事業は、環境衛生施設整備に係る国庫補助事業であって、原則として、事業採択後5年を経過して実施中の事業とし、原則として5年ごとに実施するものとする。
- (2) その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。
- (3) 当該年度に完了する事業については、再評価を行わないものとする。

### 第3 再評価の実施体制

#### 1. 地方公共団体等が実施する事業

- (1) 再評価は、国庫補助事業の実施主体である環境衛生施設整備事業者(以下「事業者」という。)が行うものとする。
- (2) 事業者は、再評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者からの意見を聴取するものとする。
- (3) 事業者は、再評価の結果を厚生省に報告するものとする。
- (4) 厚生省は事業者が実施した再評価を踏まえ、国庫補助の継続の必要性の有無を判断するものとする。ただし、北海道開発庁、沖縄開発庁及び国土庁の予算計上に係る事業については、厚生省は当該庁と調整の上その判断をするものとする。

#### 2. 水資源開発公団が実施する事業

- (1) 厚生大臣が主務大臣となっている水資源開発公団の事業については、水資源開発公団は、関係都道府県及び関係水道事業者等の協力を得て、再評価に係る資料の作成を行い、対応方針(案)を作成し、厚生省に提出するものとする。厚生省は、水資源開発公団と協議しつつ、水資源開発公団が作成した対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。なお、他に主務大臣がある事業については、厚生省は、再評価の実施時期及び方法等について当該他の主務省と調整することとする。
- (2) その他の水資源開発公団が実施する事業については、水資源開発公団は、主務大臣による再評価の結果を厚生省に報告するものとし、厚生省は、当該報告を踏まえ、国土庁と調整の上国庫補助の継続の必要性の有無を判断するものとする。

#### 3. 大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する事業

大阪湾広域臨海環境整備センターが実施する事業については、同センターを事業者とみなし、1.により再評価を行うものとする。

### 第4 再評価の内容

再評価の内容は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 採択後の事業をめぐる社会経済情勢等の変化を踏まえた再評価を行う。
- (2) 採択後の事業の進捗状況等を踏まえた再評価を行う。
- (3) コスト縮減、代替案立案等の可能性の検討を行う。

### 第5 再評価の結果に基づく対応

事業者(第3の2の(1)に該当する事業については厚生省。以下同じ。)は、再評価の結果に基づき、以下の各項に掲げる措置を講ずることとする。

(1) 事業の継続

現計画による整備が適切であると認められる場合

(2) 事業計画等の見直し

事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合

(3) 休止

諸問題の解決に時間を要すると認められる場合

なお、事業の再開については、再度、需要等予測、投資効果分析等を実施した上で判断するものとする。

(4) 中止

社会経済情勢の急激な変化等のため需要等が当初の見込みと大幅に乖離した等の事情により、事業の効果がなくなっていると認められる場合

第6 再評価の結果等の公表

事業者は、再評価の結果及びこれに基づく対応について、公表するものとする。

第7 その他

厚生省は、再評価についての実施の細目を別に定めるものとする。

第8 施行期日

本要領は、平成11年4月1日から施行する。